

1. 概要		
Q.1-1	制度設立の目的は？	大前提として、次の3つを柱としています。 (1) 鳩ヶ谷商工会との <u>統合記念事業</u> である (2) 創業支援を広く周知し、 <u>創業を応援する事業</u> である (3) 令和9年3月末の1万会員達成を目指した <u>会員増強事業</u> である
Q.1-2	「創業」とは？	個人事業での開業または法人設立し事業を行うこと。 *個人事業の方で開業届を提出していない場合でも、実質事業を開始している、または業務受託やフリーランスなどで確定申告をしている場合などは既に創業しているものとみなします。
Q.1-3	どのような制度なのか？ また、対象となる期間は？	(1) 創業前から <u>当所の支援</u> を受け（「創業支援パッケージ」の利用）、その後創業に至り、加入いただいた方（事業所）に対し、申請を受け奨励金を交付する制度です。 (2) 創業5年未満の方（事業所）でも、加入いただくことで奨励金の交付対象となります。 (3) 令和6年4月1日から令和9年3月までを対象期間（3年間限定）としています。
Q.1-4	「創業支援パッケージ」とは何ですか？	創業支援奨励金の交付対象となる事業をまとめて「創業支援パッケージ」としたサービスです。 (1) 創業塾受講料4,000円を創業支援奨励金に上乗せ交付 (2) 創業期における専門家への個別相談 (3) 商圈分析データの活用 (4) 補助金活用の窓口相談 (5) HP作成支援「プラっとDX」 →有料版/通常12,570円を12ヶ月間掲載無料 ※(5)は加入後に使える会員限定サービスです。（ <u>加入日より起算</u> ）
2. 交付対象（Q.1-3の説明以外）		
Q.2-1	交付対象と金額はいくらなのか？	(1) 創業前から「創業支援パッケージ」(1)～(4)の1つ以上を利用し創業、加入した場合 30,000円 * (1)で「創業支援パッケージ」の利用が証明できない場合、奨励金の額は15,000円となります。 (2) 創業5年未満の方（事業所）の加入 15,000円 * (2)の場合、「創業支援パッケージ」利用の有無は問いません。
Q.2-2	市外の場合は対象となるのか？	市内外を問わず創業することを目的としています。そのため、市外の場合でも加入でき（地区外会員）、対象となります。 * 特定創業支援等事業の支援対象とは考え方が異なります。

Q.2-3	再加入すれば対象となるのか？	<p>川口商工会議所を脱退された日付によって取り扱いが異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年4月1日<b>以降</b>に脱退し、今回再加入される方⇒①へ</li> <li>・令和6年4月1日<b>以前</b>に脱退し、今回再加入される方⇒②へ</li> </ul> <p>①：再加入日が創業5年未満であっても、<b>対象とはなりません。</b></p> <p>②：再加入日が創業5年未満であれば、<b>対象となります。</b></p> <p>なお、申請は1事業所1回のみとなります。</p>
Q.2-4	会員事業所が新たな事業所を創業する場合対象となるのか？	<p>別事業所となりますので、創業パッケージを利用して創業・加入という条件を満たすことで対象となります。</p> <p>例：会員事業所（個人）が異なる営業内容で法人を設立</p> <p>*特定創業支援等事業の支援対象とは考え方が異なります。</p>
Q.2-5	現在は法人（設立5年未満）だが、以前は個人事業主として <b>同じ営業内容</b> で活動していた場合、対象となるのか？	<p>個人事業主として開業した日から<b>通算して</b>5年未満であれば、交付対象となります。</p> <p>なお、Q.2-4のように、個人事業主時代とは<b>異なる営業内容</b>で法人を設立した場合は法人設立日を起算日とします。</p>
Q.2-5-1	個人事業主としての開業日は何ををもって証明すればいいのか？	<p>原則として、開業届の写しをご提出ください。</p> <p>ただし、開業届を提出していない場合は、開業日が客観的に分かる書面または開業初年度の決算書の写しをご提出ください。</p>
Q.2-5-2	M&Aにて事業を引継いだ場合対象となるのか？ (代表者は新規創業者)	<p>履歴事項全部証明書の提出いただき、余白に事業承継を行い新規創業であることの記載と代表取締役の署名をご記入ください。</p>
<b>3. 申請方法、その他</b>		
Q.3-1	どうすれば交付されるのか？	<p>奨励金を受けようとする者は、<b>加入年度の3月15日までに</b>、創業支援奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）および別表1に掲げる必要書類を添付して、本商工会議所に申請してください。</p> <p>(1) 開業届の写しまたは現在事項全部証明書（発行期間3ヶ月以内の原本/写し可）</p> <p>(2) 振込先口座の通帳コピー（金融機関・支店名、種別・口座番号、口座名義の記載のある面）</p>

		(3) 創業前からの対象者：「創業支援パッケージ」利用クーポン（1枚でよい） (4) 創業塾受講者：受講料の領収書写し
Q.3-2	創業塾の受講料はどうなりますか？	受講料は4,000円（1コース全4回）です。受講申し込みの際、一旦お支払いください。 奨励金申請の際に、領収書（写）を添付いただくことで上乗せして交付させていただきます。
Q.3-3	全体の予算はいくらか？ また、いつまで申込みできるのか？	予算は、単年度で300万円、3年間合計900万円です。 申請・支給は <u>年度ごと</u> に受付します。また、 <u>対象期間内</u> であっても予算の上限に達し次第、受付を終了します。 最終年度は令和9年3月15日が申込み期限です。ただし、予算額に達し次第締め切ることがあります。
Q.3-4	奨励金は現金でもらえるのか？ また、交付される時期は？	申請内容を確認・審査のうえ、後日振込みさせていただきます。 毎月20日締め、月末払いとします。（最終年度は令和9年3月15日締め）
Q.3-5	クーポンとはどんなものですか？	「創業支援パッケージ」をご利用いただくごとにクーポンをお渡しいたします。 奨励金申請の際には、利用証明となるクーポンを添付いただきます。（複数のご利用でも1枚添付で可）
Q.3-6	【特典⑤ HP「プラっとDX」有料版/掲載料12ヶ月間無料】とは何ですか？	川口商工会議所では、会員事業所様の営業情報を無料でご紹介する「プラっと」というポータルサイトを運営しています。 <a href="http://kawaguchicci.or.jp">プラっと   川口商工会議所が運営する企業情報検索サービス (kawaguchicci.or.jp)</a> 「プラっとDX」は「プラっと」の有料サービス版であり、「プラっと」よりも多くの情報を掲載することが出来ます。 本奨励金の交付を受けた方には特典として、「プラっとDX」のサービスを12ヶ月間無料でご利用いただくことが出来ます。
Q.3-6-1	「プラっとDX」有料版の無料特典を利用するにはどうすればいいのか？	本奨励金の申請時（＝「創業支援奨励金交付申請書兼請求書」の提出時）に、特典を利用したい旨を併せてお申し出ください。その後、担当者より「プラっと」の利用開始フォームをお送りいたしますので、ご案内に従って利用開始のお手続きを進めてください。 なお、当所からの連絡の際に必要となりますので、申請書にはメールアドレスを必ずご記載ください。
Q.3-6-2	12ヶ月を過ぎて以降の取扱はどうなるのか？	12ヶ月を過ぎて以降も「プラっとDX」の利用を継続される場合は所定の料金を頂戴いたします。 詳細はこちら⇒ <a href="http://kawaguchicci.or.jp">広報・PRをしたい   川口商工会議所 (kawaguchicci.or.jp)</a> なお、継続をご希望されない場合は、 <u>12ヶ月を過ぎる前に</u> その旨を当商工会議所までご連絡いただきますようお願いいたします。